

平成30年度 第2回中野市人権センター運営委員会 次第

日時 平成31年1月30日(水)午後4時
場所 中野市人権センター(会議室1)

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1)受益者負担の見直しに伴う人権センターの使用料について

(2)その他

4 その他

5 閉 会

○中野市人権センター運営要綱

平成17年4月1日告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、中野市人権センター条例(平成17年中野市条例第36号)の規定に基づく人権センターにおいて、市民の福祉の向上、人権教育及び啓発のための交流の拠点とする開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、もって人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、市民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、市民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、当該事業計画に基づいて事業を実施するものとする。

2 人権センターは、常に中立公正を旨とし、広く市民が利用できるよう運営しなければならない。

3 人権センターの運営に当たっては、市民の自立の支援を基本とするとともに、関係機関、社会福祉法人、ボランティア等との連携を図るものとする。

(事業の内容)

第3条 人権センターは、前条に規定する運営方針により、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 人権に係る生活の実態調査、研究及び相談・助言
- (2) 人権に関する理解を深めるための教育・啓発及び広報活動
- (3) 各種クラブ活動、レクリエーション及び文化活動
- (4) 社会福祉等の活動

(運営委員会)

第4条 人権センターの適正な運営を図り、事業の円滑な執行を期するため、中野市人権センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者のをもって構成する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 人権センター利用者の代表
- (3) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、会議の座長とする。

(簿冊の整備)

第7条 人権センターには、その管理運営に必要な帳簿を備え付けなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。